

道路・需要家敷地内の事故対策－他工事事故対策等にかかる他省庁との連携 (平成24年12月18日)

◎国土交通省及び厚生労働省宛てに、解体工事、改装工事など建設関係業界へのガス事業者への事前照会を行うよう注意喚起実施を要請。

経済産業省

24商ガ安第2号
平成24年12月18日

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課建設安全対策室長 中屋敷 勝也 殿

経済産業省 商務流通保安グループ
ガス安全室長 福田 教史

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス（都市ガス及び液化石油ガスをいう。以下同じ。）事故のうち、ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者がガス管等の近傍で行う工事（以下「他工事」という。）の際、建設工事等の作業者がガス管を損傷することにより、自ら負傷し、又はガス供給支障を起こすなどの事故が、平成20年から平成23年の4年間で計283件、年平均で約70件発生しており、ガス事故全体の中でも毎年1割以上を占めるとともに、36名の負傷者を生じさせています。平成23年は、他工事事故は76件発生し、負傷者は前年の7名から16名へと大幅に増加しました。

平成23年2月には、福井県において、ガス事業者に事前照会をせずに解体工事を行ったところ、ガス管を損傷し、ガスの漏えいに気付かずそのまま作業を続けたため、引火・爆発に至り、作業員3名が負傷（重傷2名）しました。また、平成24年10月には、福岡県において、ガス事業者に事前照会をせずに外構工事を行ったところ、作業者が重機でガス管を損傷させたことによりガスが漏えいし、作業中のハツリ機で着火したため火災に至り、ハツリ作業員1名が負傷し約1か月後に亡くなりました。

事故の原因としては、工事の際にガス事業者に事前照会をしなかったため、ガス管の存在を知らずに作業したこと、目的の配管と誤ってガス管を切断したこと、ガス漏えいの処理を自ら行おうとし、誤った対応をして着火させてしまったこと、ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火してしまったこと、ガス事業者への事前照会は行っていたものの、その内容を現場作業員に知らせていなかったこと、など基本的なミスが多いことが認められます。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷事故の再発防止のため、他工事に係る事業者等に対し、以下の要請を行っていただきますようお願いいたします。

- ・工事前には、ガス事業者に、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、工事の際にガス事業者に立会を求めること。
- ・ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の作業員全員に周知して適切な作業が行われるようにすること。
- ・ガス管が埋設されている付近は、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手振り等で作業すること。
- ・敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部よりも浅い場所にあることが多いため、特に注意すること。
- ・工事の際、ガス管及びガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
- ・ガス臭いと感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

（添付資料）

- ・参考資料1 平成23年の建設工事等におけるガス管損傷事故
- ・参考資料2 他工事業者向けパンフレット

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikotobadokumimooshitai/use/pdf/koji_2012.pdf

（参考）最近の他工事によるガス管・ガス設備損傷事故件数の推移

ガス事故（他工事）件数	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	計
ガス事故件数	532	490	587	692	2,301
うち、都市ガス	298	305	383	467	1,453
液化石油ガス	234	185	204	225	848
他工事事故件数	67	62	78	76	283
うち、都市ガス	46	46	61	61	214
液化石油ガス	21	16	17	15	69
うち事前照会無し	42	41	60	52	195
*不明（外数）	10	9	8	7	34
他工事による負傷者数	7	6	7	16	36

（経済産業省ガス安全室調べ）

食品工場及び業務用厨房施設におけるCO中毒事故防止注意喚起 (平成24年8月24日)

◎食品工場及び業務用厨房施設におけるCO中毒事故

平成24年:2件(死者0名、症者14名)、平成23年:8件(死者0名、症者14名)



食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について(要請) <平成24年8月24日>

○経済産業省から、次の団体の長あてに実施要請

日本ガス協会、日本コミュニティーガス協会

全国LPガス協会、日本液化石油ガス協議会、全国LPガス保安共済事業団、高圧ガス保安協会

○経済産業省から、次の関係省庁あてに、関係機関・関係団体への注意喚起を要請

総務省 消防庁 予防課

厚生労働省(健康局 生活衛生課、労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課)

農林水産省(食品産業局 企画課、食料産業局 食品製造卸売課、食料産業局 食品小売サービス課 外食産業室)

文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課

国土交通省 観光庁 観光産業課

経済産業省(製造産業局 産業機械課、商務情報政策局 日用品室、商務流通グループ 製品安全課)

内容:ガス消費設備の使用者と管理者への注意喚起

- (1)ガス消費設備使用中は、冷暖房機を使用する時期においても、必ず換気(給排気)を実施。
- (2)ガス消費設備の点検(使用開始時と使用終了時、1日1回以上の作動状況点検等)及び異常時の適切な措置。
- (3)日頃からの手入れの実施、自然災害後及び停電時の注意。
- (4)グリスフィルター、脱臭フィルター等の定期的な清掃又は交換。
- (5)万一の不完全燃焼に備えた業務用換気警報器の設置。

～平成22年度、23年度にも同様の注意喚起を関係省庁に要請～

要 請 文 書

(総務省消防庁宛の例)

事 務 連 絡
平成24年8月24日

総務省消防庁予防課長 渡邊 洋己 殿

経済産業省原子力安全・保安院保安課長 表 尚志

経済産業省原子力安全・保安院ガス安全課長

経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課長 福田 敦史

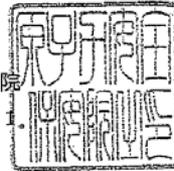
食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について
(要請)

上記の件について、原子力安全・保安院は別添（NISA-241b-12-1）の
とおり、食品工場及び業務用厨房施設において液化石油ガス及び都市ガスの消費を行う者
に対して注意喚起を行うこととしました。

つきましては、食品工場及び業務用厨房施設の都市ガス及び液化石油ガスの消費設備に
よる一酸化炭素中毒事故防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項について注
意喚起を行うよう要請します。

食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について
(要請)

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-241b-12-1



近年、食品工場及び業務用厨房施設において都市ガス及び液化石油ガス（以下「ガス」という。）の消費設備による一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故が発生しています。平成 24 年は 8 月時点で、既に 4 件（死者 0 名、症者 26 名）発生しているほか、平成 23 年は 13 件（死者 0 名、症者 41 名）発生しています。これらの事故原因は換気が不十分で、消費設備が不完全燃焼を起こし、CO が発生したものです。

原子力安全・保安院は、食品工場及び業務用厨房施設におけるガスの消費設備による CO 中毒事故を防止するため、下記の事項について、ガスの消費設備の使用者及び管理者に対して注意喚起をします。

記

1. ガスの消費設備の使用中は必ず換気（給気及び排気の両方）を行うこと。特に夏期、冬期等冷暖房機を使用する時期においても、室内でガスの消費設備を使用する際には、必ず換気を行うこと。
2. ガスの消費設備の使用者及び管理者は、ガスの消費設備の使用開始時及び使用終了時に当該設備の異常の有無を点検するほか、1 日に 1 回以上、ガスの消費設備の態様に応じ、当該設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。
3. ガスの消費設備及び換気設備は、日頃から手入れをすること。特に台風、地震、積雪等の自然災害後は当該設備の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の使用

中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。また、停電中は、換気扇及び給排気設備が作動しない場合があるので、停電中にやむを得ずガスの消費設備を使用する場合は、窓を開けて換気をする等の措置を講じること。

- 4 排気ガス中に含まれる油脂等を有効に除去するために排気取入口に設置されるグリス除去装置（グリスフィルター）や、悪臭防止のために排気ダクト内に設置される脱臭フィルター等は、使用し続けると油脂等が付着して目詰まりを起こし、十分な換気量が確保できなくなることから、当該フィルターの定期的な清掃又は交換を実施すること。
5. 万一の不完全燃焼に備えて業務用換気警報器の設置が望ましいこと。

参考 1：平成 24 年 食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故一覧

参考 2：平成 23 年 食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故一覧

レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃・メンテナンスに関する注意喚起のチラシ (消防庁・経済産業省・東京消防庁)

業務用厨房でガス機器等をお使いの皆さまへ

レンジフード・換気扇や排気ダクトの 清掃・メンテナンスを欠かさず!

業務用厨房でガス機器等を使用する際には、レンジフード・換気扇や排気フードを長時間使用するため、油脂やほこりが短期間でたまりやすく、汚れがひどくなるとCO(一酸化炭素)中毒事故や火災につながる危険性があります。日頃のお手入れや定期的なメンテナンスをきちんと行いましょう。

油汚れなどがCO中毒事故・火災の原因に。

- グリスフィルターの目詰まり、換気扇の故障などによる換気不良 → CO中毒事故の原因に!
- 調理時の火が着火 → 火災の原因に!

このような原因による事故が起きています。

あなたのお店は大丈夫?

<p>レンジフード本体とその中のグリスフィルター</p>  <p>換気不良によるCO中毒事故・着火して火災の原因に!</p> <p>油膜がこびりついて、風量の低下により換気不良を招いたり、着火しやすい状態です。</p>	<p>排気ダクト</p>  <p>着火して火災の原因に!</p> <p>油膜で汚れて、着火しやすい状態です。</p>
<p>換気扇</p>  <p>換気不良によるCO中毒事故・着火して火災の原因に!</p> <p>油膜がこびりついて、作動不良により換気不良を招いたり、着火しやすい状態です。</p>	<p>厨房設備はつねに清潔!</p> 

清掃・メンテナンスなど厨房設備の維持管理の基準は「火災予防条例」で義務づけられています。
※詳しくは、お近くの消防本部・消防署にお問い合わせください。

飲食店の厨房設備等に係る火災予防対策ガイドライン [検索](#)

清掃・メンテナンスの実施で安全にガス機器等を使いましょう。
CO中毒事故と火災、両方の予防につながります。

ガスの安全に関するお問い合わせ

経済産業省

- 高圧流通保安グループ ガス安全室
東京都千代田区東2-1-1 101号 3階 1号
TEL.03-3501-1511 (代表)内線4991
- 北海道産業保安監督部
北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌1合同庁舎5階南
TEL.011-709-2311 (代表)
- 関東東北産業保安監督部 東北支部
宮城県仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台東2合同庁舎5階
TEL.022-221-4959 (保安課)
- 関東東北産業保安監督部
東京都中央区本町1丁目1-1 本町11階
TEL.048-600-0416 (保安課)
- 中部近畿産業保安監督部
愛知県名古屋市中区三の丸2丁目2-2 中部近畿産業保安監督部5階
TEL.052-951-0291 (保安課)
- 北陸産業保安監督部
富山県富山市牛島町11番7号 富山地方合同庁舎5階
TEL.076-432-5580 (保安課)
- 中部近畿産業保安監督部近畿支部
大阪府大阪市中央区大手前1丁目5-44
大阪合同庁舎1号館 第2階3号館、本館3階、5階
TEL.06-6966-6000 (代表)
- 中国四国産業保安監督部
広島県広島市中区八上1丁目8-30 広島合同庁舎2号館4階
TEL.082-224-5749 (保安課)
- 中国四国産業保安監督部四国支部
香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎5階
TEL.087-811-8589-8590 (保安課)
- 九州産業保安監督部
福岡県福岡市中央区博多駅東2丁目11-1 福岡県1合同庁舎5階
TEL.092-482-5527 (保安課)
- 那覇産業保安監督事務所
沖縄県那覇市おもろまち2丁目21-1 那覇県2地方合同庁舎1号館4階
TEL.098-866-6474 (保安課)

火災予防に関するお問い合わせ

- 火災予防に関する一般的なお問い合わせはこちら
- 東京消防庁 予防部 予防課 火気電気係
東京都千代田区大手前1-2-5
TEL.03-5253-7523 (直通)
- 飲食店の厨房設備等に係る火災予防対策ガイドラインに関するお問い合わせはこちら
TEL.03-3212-2111 (代表)内線4767

関係団体

- | | |
|---|---|
| <p>厨房機器に関するお問い合わせはこちら</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般社団法人 日本厨房工業会
東京都港区東麻布1-27-8 厨房機器会館
TEL.03-3585-7251 | <p>ダクト工事に関するお問い合わせはこちら</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般社団法人 全国ダクト工業団体連合会
東京都豊島区新橋3-3-1 Yビル2F
TEL.03-5567-0071 |
| <p>厨房排気設備診断士による汚染診断などに関するお問い合わせはこちら</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般社団法人 日本空調システムクリーニング協会
東京都大田区豊台4丁目1-3-1
TEL.03-5754-3201 | <p>事故情報などに関するお問い合わせはこちら</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高圧ガス保安協会
東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプレイス
TEL.03-3436-6108 |

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety_sangyo/lpgas/detail/lpghoansyuuchi.html

業務用厨房使用者への注意喚起のためのリーフレット

○経済産業省は、業務用厨房における事故防止のため、以下のパンフレットを作成し、ホームページに掲載。

業務用厨房でガスをお使いのみなさまへ

ガス機器の正しい使い方

ガス機器による事故(特にCO中毒事故)の防止のために必ずお読み下さい



最近、厨房内のガス機器による事故が増えています	P1
CO中毒にご注意ください	P3
厨房でのガス機器によるCO中毒事故の原因	P4
ガス機器の正しい使い方・ポイント	P5
もし●●が起きたら…こんな時どうする?	P8
厨房でのガス安全チェックシート	P9

「ガス臭い」・「警報器が鳴った」など異常を感じたらすぐにガス事業者へ連絡を!

ガス臭いと感じた時は、ガスが漏れている恐れがあるので、火災は絶対に使用ししないでください。また換気扇・電灯のスイッチ等は着火源となるので絶対に手を触れないでください。



- CO(一酸化炭素)を感知する警報器が鳴った場合は、CO中毒を予防します
- ガス機器の検閲を中止
- ドアや窓を開けて換気
- メーカーや販売店などに警報の点検・修理の依頼

お名前 ご住所 ご住所の目録 その他の状況

地震や火災の時も、あわてずに! あせらず、ご自分の安全を確保したあと、ガスを閉めてください。

ガスの事故がなくなるよう皆様のご理解とご協力をお願いします。



ガスの安全見直し隊 検索 経済産業省
http://www.meti.go.jp/

お問い合わせ

業務用機器専用

重要なお知らせ
店舗の経営者・店長・従業員のみならずへ

ガス機器を使用する時は、新鮮な空気が必要です。換気扇を回し必ず換気を!

必ず換気!

うっかり換気を怠ると、ガス機器が不完全燃焼を起こし一酸化炭素(CO)中毒事故が起こる恐れがあります。

(お店で働く従業員の皆様だけでなく、来店されたお客様にも影響を及ぼす恐れもあります)

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikotobademinoshita/i/use/pdf/gyoumuyou_2012.pdf

消費機器における事故防止対策 バランス型ふろがまについての注意喚起のためのリーフレット

○経済産業省は、バランス型ふろがまの使用者に向けて安心なガス機器への取り替え、使用上の注意についてのリーフレットを平成25年2月に作成、周知。

○平成25年2月21日に独立行政法人製品評価技術基盤機構で行われた「NITE・製品安全センター記者説明会」にて周知。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/detail/lpghoansyuuchi.html

バランス型ふろがまをお使いの皆さまへ



古いタイプの
バランス型ふろがま

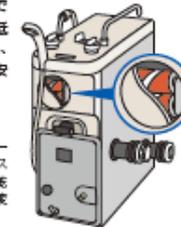
お宅のふろがまは 安全ですか？

乾電池を使用しない、点火レバー方式の古いタイプのバランス型ふろがまは、操作によっては機器内に未燃ガスが溜まり、異常着火することがあり、大変危険です。

異常着火を防ぐために、確実に点火することができる
安全性が向上したあしんなガス機器へのお取替えをおすすめします。

CASE1 乾電池を使用したバランス型ふろがま

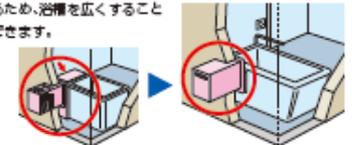
乾電池とマイコン制御によって点火する能力が上がり、確実に点火することができ、未燃ガスの溜まりを防ぐことができます。電池切れで点火能力が一定以下に低下すると、機器が停止し、ガスが出なくなるなど安全性が向上しています。



※平成23年4月以降にメーカー出荷されたバランス型ふろがまは、すべて乾電池とマイコン制御に変わっています。

CASE2 給湯付ふろがま(壁貫通型機器)

バランス型ふろがまの給湯気筒の部分に、給湯気筒と同じ大きさの給湯付ふろがまを設置できます。点火操作などの制御をすべて自動的に扱い、点火する能力が高いため確実に点火することができます。点火できなかった場合でも未燃ガスを排出する機構を有しているため、安全性がさらに向上しています。なお、バランス型ふろがまを設置していた部分に機構がなくするため、浴槽を広くすることもできます。



点火レバー方式の古いタイプのバランス型ふろがまはご注意ください！

⚠ 未燃ガスによる異常着火に注意

● 点火操作時

口火(たね火)がなかなかつかないときに点火操作を繰り返すと機器内に未燃ガスが溜まり、異常着火により火傷などをして大変危険です。

● シャワー・追いだし時

「シャワー」や「追いだし」を使用する際に口火(たね火)がつかなくったり、「シャワー」や「追いだし」を使用中に急にお湯が出なくなった場合には、しばらく時間を置いてから再点火の操作をしてください。すぐに再点火の操作をすると、機器内に残った未燃ガスに引火して、大きな音や振動が発生したり、場合によってはふろがまが変形し近くにいる人に危害を加える、又は、火災に至るなど大変危険です。



⚠ 排水口のつまりに注意

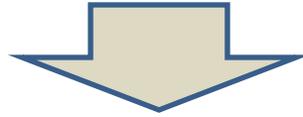
排水口がつまり、ふろがまが水に浸かっていると機器内に水が浸入して、点火しにくくなったり、故障や火災の原因になります。



点火しない時は再操作をやめ、つまみを消火(止)の位置に戻して、ガス販売店等に連絡してください。

経済産業省(本省)から国土交通省への協力依頼

- ガス機器の給気・排気部を閉塞したまま機器を使用した場合、機器の着火・爆発や異常燃焼による機器の破損のほか、酸素不足による酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあり、消費者が死に至る事例も発生している。
- 住宅塗装工事におけるガス機器の給気・排気部の閉塞によるガス事故
 - ・平成19年から平成23年の5年間:計56件発生(液化石油ガスと都市ガスの合計)
 - ・特に、平成22年は10件、平成23年は22件と増加の傾向



- こうした状況を踏まえ、平成24年7月30日、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課あて、塗装工事業者の業界に対し以下の要請を行うよう協力を依頼。
 - ・養生を行う場合は、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
 - ・やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまでは絶対にガス機器を使用しないよう、住人への周知を徹底すること。
 - ・工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。
- ◎同日付けで、日本ガス協会、日本コミュニティーガス協会、全国LPガス協会、日本液化石油ガス協議会、全国LPガス保安共済事業団に対して、ガス事業者を通じた一般消費者への周知を依頼

経済産業省

24原企課第61号
平成24年7月30日

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長 榎本 健太郎 殿

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課長 片山 啓



経済産業省原子力安全・保安院ガス安全課長

経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課長 榎田 敬史

NISA-245d-12-2

NISA-278d-12-1

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）

標記の件については、平成20年2月28日、平成21年1月22日及び平成21年1月14日と3回にわたり協力依頼を行っておりますが、住宅塗装工事におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒やガス機器の破損などのガス事故は、平成19年から平成23年の5年間で計56件（うち死亡1件、中毒2件、酸欠1件）発生しております。特に、最近では、平成22年で10件、平成23年では22件と増加の傾向が見られ、平成24年にも、既に2件の事故が発生しております。

ガス機器の給気・排気部を閉塞したまま機器を使用した場合、機器の着火・爆発や異常燃焼による機器の破損のほか、酸素不足による酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあり、消費者が死に至る事例も発生しております。

平成23年5月9日には埼玉県某集合住宅において屋外式風呂給湯器の排気トップに、建築基準法において設置が禁止されている防火ダンパーが取り付けられていたことにより、異常燃焼が起き、機器を破損する事故が2件見つかり、また、同年10月7日には岡山県某集合住宅において、外壁塗装工事の際に、塗装工事業者が屋外式給湯器を設置していたベランダを全てビニールシートで密閉したことで、外気が入らず酸素不足となり、ベランダに出た消費者2名が酸素欠乏となったと推定される事故が発生しております。

つきましては、塗装工事業者等に対し、以下の要請を行っていただきますようお願いいたします。

- ・養生を行う場合は、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
- ・やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニール

ルシート等を取り除くまでは絶対にガス機器を使用しないよう、住人への周知を徹底すること。

- ・工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。

（添付資料）

- ・参考資料1 過去の同様の事故一覧
- ・参考資料2 注意喚起チラシ
- ・参考資料3 平成20年2月28日付け「住宅塗装工事等の際のガス機器の給気・排気部の閉塞に関する注意喚起についての塗装工事業者団体への協力依頼について」
- ・参考資料4 平成21年1月22日付け「住宅塗装工事等の際のガス機器の給気・排気部の閉塞に関する注意喚起についての塗装工事業者団体への協力依頼について」
- ・参考資料5 平成21年12月14日付け「住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）」

JGAから塗装工事会社への注意喚起のためのパンフレット

○JGAは、ガス機器の給排気口閉塞による事故防止のため、以下のパンフレットを作成し、ガス事業者を通じて、塗装工事会社に配布した。(国土交通省への要請にも添付)

外壁清掃工事 塗装工事 増改築工事 をされる
工事会社さまへお願い

外壁の塗装工事等で、給排気筒(煙突)・換気扇・給排気口・屋外式給湯器などをビニールで覆うときは入居者の方に、ガスの使用禁止をお願いしてください。

給排気筒等をビニールで覆ったままガス機器を使用されると、すぐ割れてしまったり、新鮮な空気が不足して不完全燃焼による一酸化炭素中毒の原因や機器の異常燃焼による故障や火災の原因となり大変危険です。

作業終了後はビニール等の覆いを取り除いてくださるようお願い致します。

工事の際、ビニール等で覆ったままガスを使用しないでいただきたい箇所

給排気筒のトップ、換気扇のトップ、給湯器の給排気口、換気扇の給排気口、換気扇のトップ、換気扇の給排気口

経済産業省からのお願い

ビニール養生した状態でガス機器を使用することによる事故(異常燃焼、CO中毒)が発生しております。ビニール養生中はガスを使用しないようにご依頼ください。また、工事終了後は確実にビニール養生を切り外してください。

経済産業省

ご相談・お問い合わせ

消費者への注意喚起のためのリーフレット

○経済産業省は、閉栓カバーによる誤開放事故防止のため、以下のリーフレットを作成。

ガスをご利用の皆さまへ

誤開放事故を防止するちいさな安全機器

閉栓カバーって、
ご存じですか。

近年、二口ガス栓でガス機器に接続されていない方の元栓を開けてしまう「誤開放」事故が増えています。誤開放はガス漏れや火災につながるおそれがあり、**大変危険です。**

誤開放とは？
誤開放とは、ガス機器につながない未使用のガスの元栓のつまみを間違っ
て開けてしまうことです。

**未使用のガスの元栓を間違っ
て開けてしまわないようにガードする 閉栓カバー**

**面倒な工事は
不要です!**

結束バンド ← 閉栓カバー

「閉栓カバー」について詳しくは、ガス販売店へおたすねください。

 経済産業省

閉栓カバー

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/files/gokaihou.pdf

消費者への注意喚起のためのパンフレット

○経済産業省は、消費段階におけるガス事故防止のため、以下のパンフレットを作成し、ホームページに掲載。



**あなたの日頃のチェックで
ガスを快適 & 安心に
お使いいただけます。**

ガス機器使用時の換気、換気設備及び
ガス機器の点検・清掃・整備等「日頃のチェック」で事故は防げます。
みなさま一人ひとりがガス機器や接続員に日頃から注意して、快適 & 安全にガスを使いましょう。

ポイント1
ガス機器を使うときは
必ず換気を!

ポイント2
ガス漏れ、CO中毒の防止に
警報器の取り付けを!

ポイント3
ガス機器の接続は
形状に合った適切な接続具を!

ポイント4
使用していない
ガス栓の誤開放にご注意を!

ポイント5
日頃からガス機器・換気設備の
定期的な清掃・メンテナンスを!

ポイント6
古いガス機器はセーフティガス機器への
早めの交換を!

**ガス臭いなどの異常を感じたら、
すぐガス事業者へ連絡を!**

危険を感じた時は、すぐ安全な場所に避難してガス事業者
(一般ガス事業者・緑島ガス事業者)へ連絡してください。
火災厳禁! 換気扇・窓などのスイッチは、着火源となる
ので絶対に手をふれないでください!

お名前 → ご住所 → ご近所の
目録 → その場
の状況

地震や火災の時も、あわてずに!
あせらず、ご自分の安全を確保したあと、ガス栓を閉めてください。

ガスを快適・安心にお使いいただくため
皆様のご理解とご協力をお願いします。

ガスの安全見直し隊

ガスの安全見直し隊 検査員 経済産業省

お問い合わせ先

一般消費者用



**室内でガス機器を
お使いの時は、
換気扇を回し
必ず換気を!**

ガスを使う時は
必ず換気!

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikotobademinashitai/use/6poin_2012_leaflet.pdf

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikotobademinashitai/use/pdf/gokatei_2012_kanki.pdf

JCGAによる消費者向けパンフレットの例

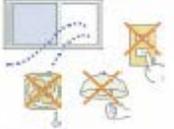
○JCGAは、消費者向けパンフレットを作成し、ガス事業者を通じて、一般消費者にガス機器の安全使用等について、周知を行っている。

ガス漏れに気づいたら…

1

すぐに窓や戸を開きましょう

既製のスリッパは、直ちに片側か両側を脱ぎ、スリッパをしてボスに引火する恐れがあります。



2

器具栓・ガス栓を閉め火を消しましょう

器具栓とガス栓を閉めてください。燃焼や火災のときも同様です。



3

ただらにご連絡を!

休日・夜間に限らず緊急の場合はすぐに当社へご連絡ください。

- あなたのお名前
- ガス漏れなどの状況
- 電話番号・ご住所
- お近くの店舗

ご近所でこんな工事を見かけたら、ぜひお知らせください

道路工事

建設工事

変電工事

工事がガス漏れの原因になることも…

- 材料搬入し、燃焼機、その他工事の戸面によって、燃焼しているガス器具の室内に、有害なガスが滞留してしまふ場合があります。
- ガコ漏れは、足場の移動のたびに人間とご接触とご接触を妨げることがあります。

平成21年4月以降に
既設ガス器具の購入の管理へ

長期使用製品安全点検制度をご存知ですか

長期使用製品安全点検制度とは

長期の使用に伴い発生する劣化(経年劣化)による燃焼上の異常が生じ、特に重大な危険を招きかねない器具(浴室脱脂装置)について、適切な時期に点検を受けることにより燃焼部位による製品異常を防止する制度です。

右記の器具類(固定炉外器具)をお持ちのお客様は、所有期間経過後、一度だけ、これにリソースカードから適切な時期に点検を受けることができます。その際、点検を受けることで、点検による料金(リソースカード)が、減額(または無料)に引き下げられます。



屋外式ガスバーナー付洗濯機乾燥機
給湯ガス機、LPガス機



屋内式ガス脱脂装置
(浴室脱脂機、LPガス機)



(ご連絡先)

「知る」が
「知る」が
「知る」が

ガスとなかよく

安全で快適な暮らしのために

保 存 版

「知る」が
「知る」が
「知る」が

ガスとなかよく

安全で快適な暮らしのために

保 存 版

「知る」が
「知る」が
「知る」が

ガスとなかよく

安全で快適な暮らしのために

保 存 版